

## 第4節 国際交流の進展

千葉大学の75年の歩みを顧みると、千葉大学における共同研究・研究交流数、大学間及び部局間交流協定校数などにおいて、国際化が急速な進展を遂げてきたことがわかる。特に近年、グローバル人材育成推進事業、スーパーグローバル大学創成支援事業、大学の世界展開力強化事業等の補助金採択により、グローバル人材育成戦略の全学的拡大展開が図られ、国際社会の様々な分野において真のリーダーとなるグローバル人材の育成をビジョンの1つとして推進している。

学内では、国際化における教育・研究・広報の各分野の取組について、戦略的な国際交流によるグローバル・キャンパスの実現のもとに国際戦略本部において推進してきた。2017年度から2018年度にかけて、「グローバル・キャンパス推進基幹」を学長直轄の運営組織として創設した。これは、すでに学内に設置されていた「国際戦略本部」に係る教職員の再編成を実施するなどトータルマネジメント機能をより高めるための学内資源の再配分を実施し、「国際戦略本部」の業務も引き継いで設置されたものである。

事務組織は1984年度に庶務部に国際主幹を設置し、1996年度に総務部国際交流課に改組、その後学術国際部の国際企画課となった。学術国際部の改組及び研究推進部の設置を契機に2017年度から学務部に国際企画課を移管した。さらに、2019年度学務部に国際企画課、留学生課の連絡・調整を担う国際統括役（次長級）を置き、国際交流担当部署の整備を行った。

### (1) 大学間交流協定等

1982年に千葉大学とドイツ（当時は西ドイツ）のゲオルク・アウグスト大学ゲッティンゲンとの間に姉妹大学協定が締結されて以来、2023年1月1日現在までに42の国と地域で、275件の大学間交流協定が締結された。また、部局間においても1987年に薬学部とカナダのアルバータ大学薬学部との間で部局間交流協定が締結されて以来、2023年1月1日現在までに32の国と地域で、203件の部局間交流協定が締結された。

### (2) 外国人研究者等の受け入れ

1997年度においては、262件の外国人研究者等の受け入れ件数であった。その後順調に外国人研究者等の受け入れ件数は伸びて、2017年度389件、2018年度623件で

あった。しかしながら、新型コロナウイルスの影響が出始めた2019年度は511件と減少がはじまり、2020年度は36件、2021年度はわずか14件と極端な受け入れ数減少となった。外国人研究者等が日本に渡航する難しさがコロナ禍において顕著となった。

### (3) 教職員の海外派遣

1996年度においては、外国出張、海外研修等で716件の海外派遣があった。その後教員の海外渡航者数において2017年度1,701人をピークに2018年度1,629人、2019年度1,464人と徐々に減少傾向となった。これはさまざまな要因があるが、おもに予算獲得状況等によるものである。さらに新型コロナウイルス感染拡大に伴い、2020年度は海外渡航の自粛を要請したことにより、わずか17人の渡航に大幅減少した。2021年度は50人に微増したが、今後海外渡航先のVISA取得や入国制限の緩和が待たれるところである。

### (4) 各種国際交流事業

1996年度においては、在外研究員制度、国際研究集会、科学研究費補助金の国際学術研究、日本学術振興会（JSPS）による派遣、国際協力事業団（現国際協力機構（JICA））等による国際交流事業が実施されていた。2021年度現在、科学研究費補助金（文部科学省、JSPS）、科学技術振興機構（JST）、日本医療研究開発機構（AMED）等による国際交流事業が実施されている。特に科学研究費補助金以外に、JSPSの2国間交流事業、研究拠点形成事業、JSTの国際青少年サイエンス交流事業（さくらサイエンス）、JICAの（学位課程就学者）受け入れ事業等、新たな国際交流事業による活発な研究交流が実施されている。新型コロナウイルス感染の拡大により、派遣、受け入れがむずかしい状況であるが、オンラインによる事業の遂行という新たな実施形態による交流が図られた。

### (5) 千葉大学国際交流関係事業

国際企画課が所掌している千葉大学における国際的な教育研究活動の戦略的展開・促進、学生を含む若手研究者の海外展開支援及び共同研究の活性化等を目的に、一部SEEDS基金を活用した国際交流公募事業を実施しており、主に以下の3つのプログラムを実施している。新型コロナウイルス感染の拡大により、事業の遂行がむずかしい状況であるが、今後海外渡航や海外からの受け入れ緩和により、従前のおりの事業展開ができることを期待している。

a. 海外との組織的教育研究交流支援プログラム

海外の高等教育研究機関との組織的な連携により実施する教育研究上の取り組み(国際集会開催・研究者招へいを含む)に対し、経費の全部または一部を助成する。

b. 若手教職員・研究者の海外渡航支援プログラム

今後の国際共同研究の中心となる若手研究者の養成を図るため、本学の若手教職員・研究者が計画する海外での研究活動のための海外渡航に対し、渡航に要する経費の全部または一部を助成する。

c. 大学院学生等の海外渡航支援プログラム

グローバルに活躍する人材輩出の促進を目的として、海外で学習・研究活動を行う大学院学生等に対し、当該活動に必要な経費の全部または一部を支援する。

## 第5節 生涯学習事業

### 第1項 生涯学習をめぐる状況

2006(平成18)年施行の改正「教育基本法」第3条に「生涯学習の理念」が新たに盛り込まれた。「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とあり、生涯学習の機会拡充と社会的活用が求められることとなった。

また、翌2007(平成19)年の「学校教育法」一部改正に伴い「履修証明制度」が創設された。以降も諸省令の改正等は継続し、正規学生以外の社会人等に学習機会を拡大する制度が整備され、本学においても生涯学習機会の拡充に向けて取り組んでいるところである。